［略］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.005）－（B× 1.008）｝×α× 0.986 ＋（C× 1.044）×α＋（D＋D'）× 0.986

A× 1.005、B× 1.008、｛（A× 1.005）－（B× 1.008）｝×α、｛（A× 1.005）－（B× 1.008）｝×α× 0.986、C× 1.044、（C× 1.044）×α及び（D＋D'）× 0.986 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

l ×m

算式の符号

l　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

l1 ≦ 7,000 のとき　l1 × 0.02

7,000 ＜ l1 のとき　（l1 － 7,000）× 0.03 ＋ 140

算式の符号

［略］

l2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和３年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

l3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和３年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

［略］

［略］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（n／o）× 1.00071

n／oに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

n　第 18 条第３項第１号の算式の符号Aの算式の符号ａに同じ。

o　第 18 条第３項第１号の算式の符号Aの算式の符号ｂに同じ。

［同左］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.013）－（B× 1.017）｝×α× 0.986 ＋（C× 1.059）×α＋（D＋D'）× 0.986

A× 1.013、B× 1.017、｛（A× 1.013）－（B× 1.017）｝×α、｛（A× 1.013）－（B× 1.017）｝×α× 0.986、C× 1.059、（C× 1.059）×α及び（D＋D'）× 0.986 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

l ×m

算式の符号

l　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

l1 ≦ 7,000 のとき　l1 × 0.02

7,000 ＜ l1 のとき　（l1 － 7,000）× 0.03 ＋ 140

算式の符号

［同左］

l2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和２年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和３年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

l3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和２年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和３年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

［同左］

［同左］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（n／o）× 0.96633

n／oに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

n　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 －（n2 ＋n3）× 0.986